

2021年4月1日施行

# 改正建築物省エネ法について

主催 / 大阪府建築士会 企画 / 事業部門 賛助会員委員会



## 適合義務制度・説明義務制度

2021年4月1日パリ協定を踏まえた地球温暖化対策として改正建築物省エネ法が施行されます。国土交通省からもオンラインによる説明も公開されているため、建築士の皆様もすでに準備もできていると思います。本講習会では改正建築物省エネ法の施行前改めて 300 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物に拡大された省エネ基準への適合義務制度と 300 m<sup>2</sup>未満の住宅・建築物の省エネ基準への適合等の説明を行う義務について主に説明いたします。適合義務制度については違反した場合は建築確認がありません。また完了検査でも省エネ基準への検査が行われ違反した場合はその対象建築物は使用できません。本講習会では、4月からの新しい制度に円滑に対応するためのコツをレクチャーしますので、奮ってご参加ください。

日時 : 2021年2月25日(木)

13時30分～14時30分

『今から学ぶ!! 省エネ適判手続き Q&A』 講師 日本 ERI 株式会社 晝場 貴之氏

14時30分～15時30分

『説明義務に必要な資料や外皮性能計算の CAD を使用しての実演』

講師 福井コンピュータアーキテクト株式会社 鎌倉正和氏

開催場所 : Teams を使ったのオンラインで行います。

募集 : 100名

参加費 : 無料

CPD付与 : セミナー終了後にアンケートを送付いただくことで、CPD単位が付与されます。

申込締切 : 2月18日(木)

申し込み : 公益社団法人 大阪府建築士会

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-17 高田屋大手前ビル 5階

Eメール [info@aba-osakafu.or.jp](mailto:info@aba-osakafu.or.jp) fax06-6943-7103 TEL06-6947-1961

大阪府建築士会 HP または、下記申込書に記入の上、メールまたは fax でお申し込みください。

参加者には、約 1 週間前にはオンライン招待メールをお送りいたします。

ご記入戴いた情報は、厳重に管理し上記以外の目的に用いませぬ。

申込書	
氏名 :	・建築士会会員 No. ( ) ・会員外
勤務先名 :	住所 :
TEL :	FAX :
メールアドレス (必須)	